

福祉事業所 B C P

豊田市障がい福祉課版



社会福祉法人AJU自立の家

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第23回 (R2. 12. 11)

資料 3

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の 基本的な方向性について（案）

令和2年12月11日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

はじめに

- 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（以下「検討チーム」という。）においては、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（以下「令和3年度報酬改定」という。）に向けて、本年2月よりこれまで17回にわたって議論を行うとともに、この間に、46の関係団体からヒアリングを実施した上で、各サービスの報酬等の在り方について検討を積み重ねてきた。
- これまでの議論を踏まえ、令和3年度報酬改定の基本的な方向性について、以下の主要事項(案)に沿って、基本的な考え方の整理を行った上で、報酬改定の基本的な方向性を取りまとめることとした。

<報酬改定における主要事項(案)>

- 1 障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等
 - 2 効果的な就労支援や障害児者のニーズを踏まえたきめ細やかな対応
 - 3 医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
 - 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進
 - 5 感染症や災害への対応力の強化等
 - 6 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し
- 具体的な改定内容については、介護報酬における対応等を踏まえつつ、今後の予算編成過程を経て決定されるものである。

【これまでの開催実績】

- 第6回：令和2年2月4日（火）報酬改定の検討開始、各種調査の検討
- 第7回：令和2年6月19日（金）今後の検討の進め方について
- 第8～12回：7/9・7/16・7/21・7/30・8/7 関係団体ヒアリング
- 第13回：令和2年8月27日（木）ヒアリングまとめ、主な論点案
- 第14回：令和2年9月11日（金）個別検討（共同生活援助、自立生活援助等）
- 第15回：令和2年9月24日（木）個別検討（就労系サービス）
- 第16回：令和2年10月5日（月）個別検討（障害児通所支援）
- 第17回：令和2年10月12日（月）個別検討（障害児入所施設、訪問系サービス）
- 第18回：令和2年10月21日（水）個別検討（施設入所支援、生活介護、短期入所等）
- 第19回：令和2年10月30日（金）個別検討（計画相談支援、障害児相談支援等）

- 第20回：令和2年11月12日（木）経営実調結果等の公表、個別検討（就労系サービス）
- 第21回：令和2年11月18日（水）個別検討（共同生活援助、障害児通所支援等）
感染症や災害への対応、横断的事項（地域区分等）
- 第22回：令和2年11月27日（金）横断的事項（人材確保・業務効率化等）
- 第23回：令和2年12月11日（金）報酬改定の基本的方向性の整理・取りまとめ

【今後のスケジュール（予定）】

- 令和2年12月：令和3年度政府予算編成
- 令和3年2月：令和3年度障害福祉サービス等報酬改定案の取りまとめ
- 3月：関係告示の改正、通知等の発出
- 4月：改定後の障害福祉サービス等報酬の適用

5 感染症や災害への対応力の強化等

基本的な考え方

- 障害福祉サービスは障害のある方々やその家族の生活に必要不可欠なものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、これらの発生に備えた日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進する観点から、運営基準について必要な見直しを行う。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応に係る障害福祉サービス等の臨時的な取扱いについて、感染症や災害の発生時も含めた支援の継続を見据えて、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用や報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るICT等の活用等について、平時においても可能な取扱いとする。

主な改定項目等

- (1) 日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進するための運営基準の見直し
 - ① 感染症の発生及びまん延等に関する取組の義務化
 - ② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化
 - ③ 地域と連携した災害対策の推進
- (2) 支援の継続を見据えた運営基準や加算算定の要件の緩和
 - ① 報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るICT等の活用
 - ② 就労定着支援の「対面での支援」における対面要件の緩和
 - ③ 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用を促進するための利用要件の緩和【2(1)⑦再掲】
 - ④ (就労系サービスの)基本報酬の算定に係る実績の取扱いに関する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた柔軟な取扱い【2(1)⑧再掲】

5 感染症や災害への対応力の強化等

(1) 日頃からの備えや業務継続に向けた取組を推進するための運営基準の見直し

① 感染症の発生及びまん延等に関する取組の義務化

- 障害福祉サービス等事業者に対して、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、各運営基準において、以下の取組を求める。その際、一定の経過措置（準備期間）を設けることとする。
 - ・ 施設サービス：委員会の開催や指針の整備、研修の定期的な実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・ 訪問系・通所系・居住系サービス等：委員会の開催や指針の整備、研修や訓練（シミュレーション）の実施

② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化

- 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や、研修、訓練の実施等を求めることとする。また、求めるに当たっては、一定の経過措置（準備期間）を設けることとする。

③ 地域と連携した災害対策の推進

- 非常災害対策が求められる施設系、通所系、居住系サービス事業者について、運営基準において、災害訓練の実施等に当たって、地域住民との連携に努めることを求めることとする。

(2) 支援の継続を見据えた運営基準や加算算定の要件の緩和

① 報酬上の加算の算定に必要な定期的な会議の開催等に係るICT等の活用

- 報酬算定上必要な会議等について、テレビ会議等を対象とすることや、身体的接触を伴う必要がない又は対面で提供する必要のないサービスについて、テレビ会議等を用いたサービス提供を可能とする。

② 就労定着支援の「対面での支援」における対面要件の緩和

- 就労定着支援について、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ、「必要に応じた対面での支援」とし、ICTの活用を念頭に「対面」要件の緩和を行う。

③ 就労移行支援及び就労継続支援における在宅でのサービス利用を促進するための利用要件の緩和〔2（1）の再掲〕

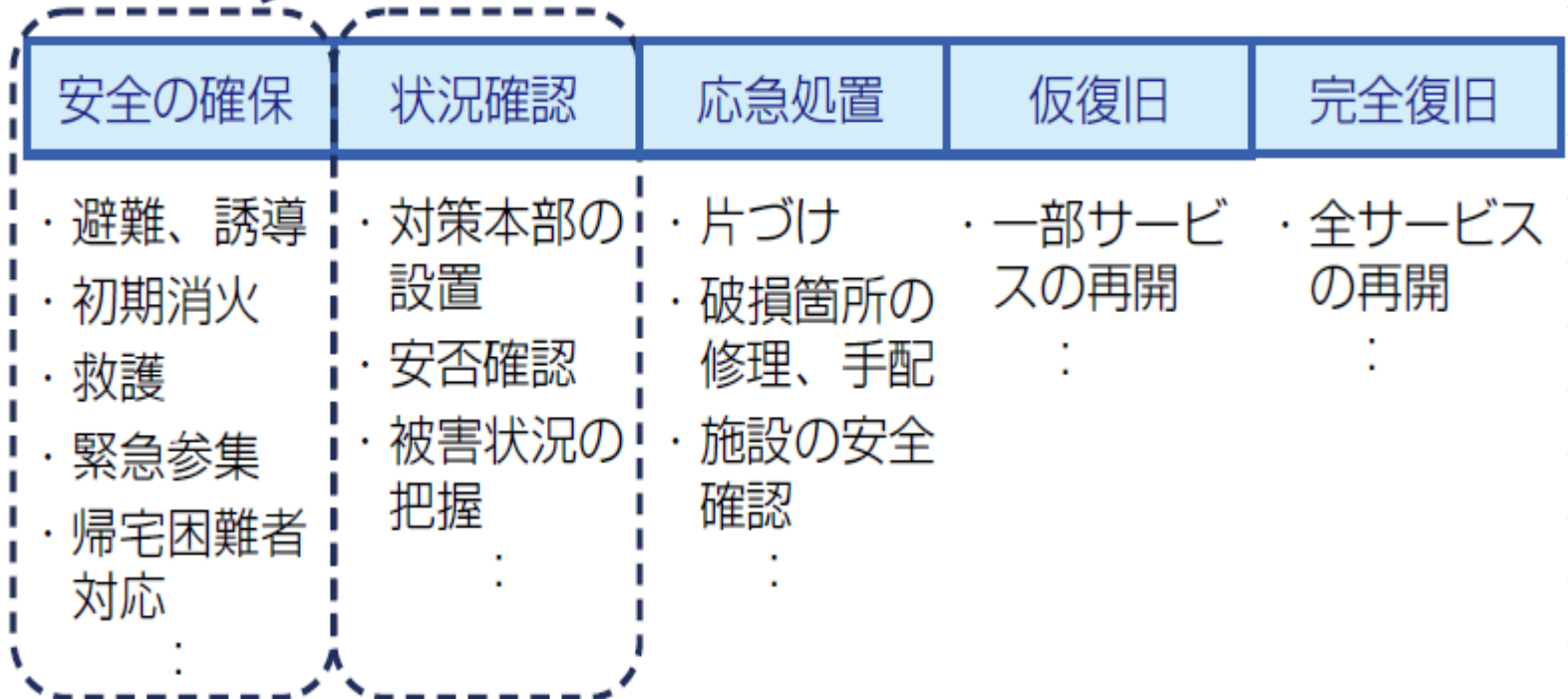
- ④ （就労系サービスの）基本報酬の算定に係る実績の取扱いに関する新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた柔軟な取扱い
〔2（1）の再掲〕

緊急事態発生後の対応

時間

緊急事態
(大規模地震)
発生

防災マニュアルや
避難訓練などで対応済



BCP策定の流れ

1. 事業継続計画策定のためのアセスメント

- 事業継続方針の検討…安全、事業継続、地域貢献などの観点
- 想定する緊急事態とその被害想定 of 検討
- 重要な事業・業務の選定と目標復旧時間の決定

2. 事業継続のための対策の検討

- 重要な事業の継続や早期復旧のための対策

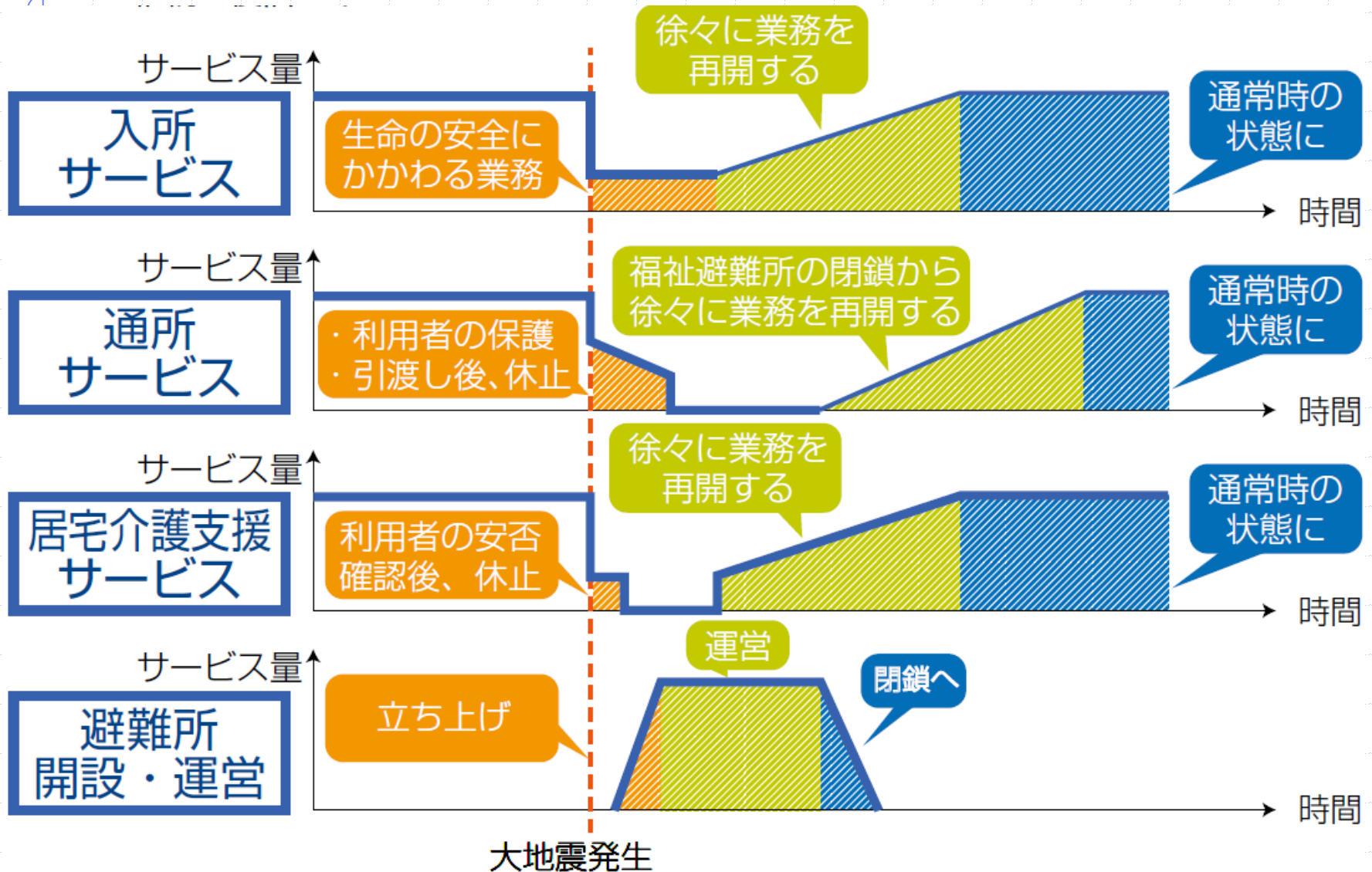
3. 事業継続計画の管理方法の検討

- 事業継続計画の周知・徹底
- 事業継続計画の点検・見直し

4. 事業継続計画の文書化

- 事業継続計画書の作成
- 各種マニュアル、各種リストの作成

福祉サービスごとの 継続・復旧のイメージ



職員が不足する場合の対応

職員が
出勤できず
不足する

優先付け

業務に優先度をつける

例:利用者の生命や安全にかかわるサービス
(例:食事介助など)は継続。その他は休止。

代替手段

普段と異なるやり方、物で対応する

例:利用者を各部屋から大きなホールに集める。
保存食を提供する。入浴から清拭に。

代替要員

職員の代わりに得られるようにする

例:法人の他施設、他法人の専門職(介護職、
看護職など)の応援を得られるようにする。

応援者に利用者情報、業務方法がわかるようにする

例:利用者に関する情報を定期的に印刷する。
業務方法などの情報をマニュアル化する。

代替施設(法人内、他法人)で対応

BCPと関連する文書の例

事業継続計画

関連する
マニュアル

事業継続計画書

防災マニュアル

緊急事態発生時の安全を確保するためのマニュアル

備蓄品管理マニュアル

緊急事態発生時の業務継続、休止のためのマニュアル

事業継続マニュアル

福祉避難所設置・運営
マニュアル

日常管理や災害時対応についての個別具体的なマニュアル

情報システム管理マニュアル

既に作成済みの文書については事業継続の観点で見直します。

防災計画と事業継続計画の違い

	防災計画	事業継続計画
対象とする災害	特定の災害（主に地震）	地震、風水害といった自然災害のほかに、 新型インフルエンザなどの感染症の流行、 火災やテロなど
作成する目的	人命の安全、物的被害の軽減を図る	左記に加えて、 重要な事業・業務の継続または早期復旧を果たす
対象範囲	本部、事業所などの場所単位	事業単位 ※法人内だけでなく、例えばガソリン、 食料品の購入先などといった法人外も検討の対象となる
復旧	被害状況を見てから復旧の時期を決める。被害を軽減すれば、復旧にかかる時間も短縮できる	あらかじめ 目標復旧時間を設定 する。目標復旧時間までに復旧するように、様々な備えを事前に行う
具体的な対策例	耐震補強などの被害を軽減する対策、防災マニュアルの作成、備蓄品の購入など	左記に加えて、 事業継続計画書の作成、 代替拠点 の確保、 食料品や消耗品の 代替調達先 の確保など
普段における活動	定期的な防災訓練や安全点検	事業継続計画に定めた対応策の定着のための教育・訓練

事業継続計画の周知・徹底

1. 講義

- 事業継続計画書や各種マニュアルの説明

2. 実地確認

- 施設内の防火、防災設備を自分の目で確かめる

3. 実動訓練

- 避難訓練、消火訓練、安否確認訓練、炊き出し訓練、帰宅訓練など

4. 机上訓練

- 災害図上訓練…地図を用いて災害をイメージし、地域の課題、災害対応や事前の対策などを検討する訓練
- 図上ワークショップ訓練…特定の災害状況下でどのような対応をとるのか、グループで検討する訓練
- 図上シミュレーション訓練…訓練の進行役から与えられる状況に関する情報や他グループとの情報交換により、時間的制約のある中で対応していく訓練

事業継続計画の点検

観点…事業継続計画書や各種マニュアルなどに定められたとおりに運営がされているか

- 教育や訓練が定められた通りに実施されているか
- データのバックアップが定められた通りにとられているか
- 備蓄品の必要数量、消費期限、保管場所が定められた通りに管理されているか
- 事業継続のための対策が実施計画に定められた通りに対応されているか

事業継続計画の見直し

観点…事業継続計画書や各種マニュアルなどに定められた内容が現況を反映したもののか

- 教育や訓練の実施内容が事業継続のために効果的なものか。変更の必要はないか
- バックアップをとるデータの対象範囲が適切かどうか。変更の必要はないか
- 備蓄品の必要数量、保管場所が適切かどうか。変更の必要はないか
- 事業継続のための対策の実施計画が適切かどうか。変更の必要はないか

豊田市障がい施設業務継続計画（BCP）

表紙

区分	内容
確認日	●●年●●月●●日 現在
事業所・施設名	
地震 災害想定	最大震度 ●●
風水害 災害想定	ハザードマップにより確認
利用者数	通所者... ●●人 入居者... ●●人
職員数	●●人

参考

豊田市地震ハザードマップ

<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/bousaibouhan/1031852/1029984/1002340.html>

豊田市洪水ハザードマップ

<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/bousaibouhan/1031852/1029984/1002342.html>

豊田市土砂災害ハザードマップ

<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/bousaibouhan/1031852/1029984/1027625.html>

施設の危険が明白の場合



すぐ避難
(避難マニュアル)

基準以上の災害が発生したが、施設の安全が確保され業務が継続できる場合



業務継続計画BCP発動

施設の安全が確保され通常業務ができる場合



通常営業

洪水ハザードマップ

全体図

●洪水ハザードマップとは

豊田市洪水ハザードマップは、大雨による被害から皆さんが避難する際の参考となる情報をまとめたものです。

このマップには、矢作川や逢妻女川、逢妻男川など市内の主要河川が大雨により氾らんした場合の浸水する範囲や深さの予想、避難場所等を表示し、参考として土砂災害の危険箇所も示しています。

日頃から雨の降り方や河川の水位等に注意し、危険を感じたときは早めの自主的な避難を心がけてください。

●地図の見方



洪水により水の浸かる深さ

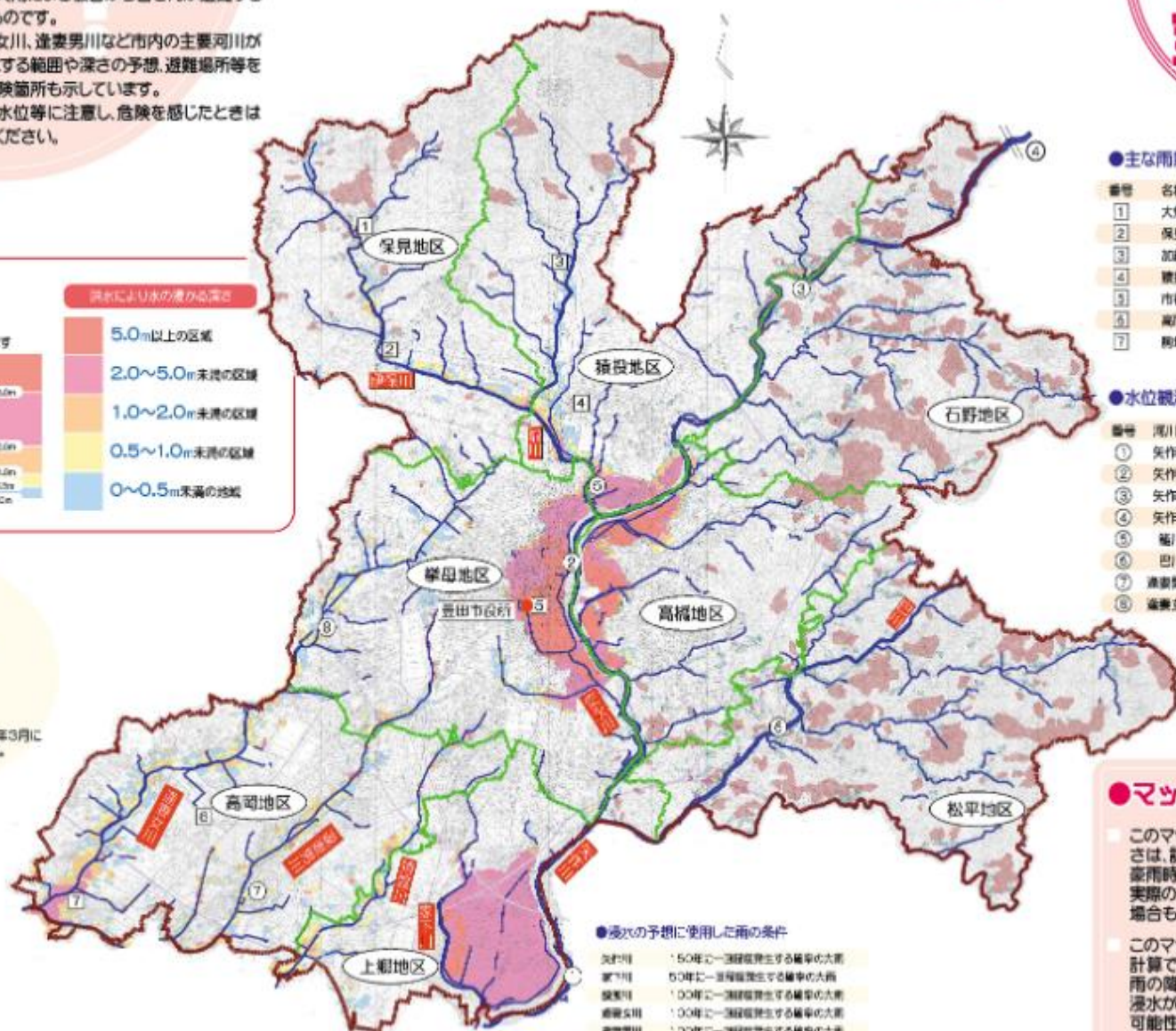
5.0m以上の区域
2.0～5.0m未満の区域
1.0～2.0m未満の区域
0.5～1.0m未満の区域
0～0.5m未満の区域

●土砂災害危険箇所



土砂災害危険箇所は、愛知県が平成15年3月に取りまとめた調査結果に基づいています。

皆さんのお住まいの地区の地図がこの冊子の巻末にあります。



●主な雨量観測点一覧

番号	名称	設置されているところ
1	大畑	大畑小学校敷地内
2	保見	市役所保見出張所敷地内
3	加納	加納小学校敷地内
4	建設	建設コミュニティセンター敷地内
5	市役所	市役所南庁舎敷地内
6	高岡	高岡コミュニティセンター敷地内
7	柳橋	柳橋小学校敷地内

●水位観測点一覧

番号	河川名	名称	設置されているところ
1	矢作川	岩津	天神橋下流側
2	矢作川	高橋	高橋下流側
3	矢作川	広瀬	広瀬橋下流側
4	矢作川	小沢	旭町役場対岸付近
5	逢妻川	逢妻	逢妻町橋上流側
6	巴川	九久平	高岡コミュニティセンター敷地内
7	逢妻男川	若林	さつき橋下流側
8	逢妻女川	千足	千足高岡橋下流側

●浸水の予想に使用した雨の条件

矢作川	150年の一逞確率発生する集中の大雨
逢妻川	50年の一逞確率発生する集中の大雨
高橋川	100年の一逞確率発生する集中の大雨
逢妻女川	100年の一逞確率発生する集中の大雨
高岡川	100年の一逞確率発生する集中の大雨
松平川	50年の一逞確率発生する集中の大雨
上郷川	50年の一逞確率発生する集中の大雨
伊賀川	50年の一逞確率発生する集中の大雨

このマップに示す浸水想定区域については国土交通省と愛知県の計算結果に基づいて作成しています。

●マップの見方と注意事項

- このマップに表示した浸水の範囲や深さは、計算により得られた結果と東海豪雨時の浸水箇所を重ねたものです。実際の大雨では、表示した深さと異なる場合もあります。
- このマップで色がついていない場所は、計算では浸水しない場所です。しかし、雨の降り方によっては、このマップに浸水が示していない場所でも浸水する可能性がありますので注意して下さい。
- このマップに示した洪水により水の浸かる深さは、水色から赤色になるほど深くなることを示しています。

業務継続計画（BCP）とは

大規模災害時には、施設も被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受ける可能性が高いため、平常時の人員と業務執行環境を前提とした通常業務を行うことは難しい。さらに、災害時に応急対応する業務が膨大に増えてしまう。

そのため、大規模災害時においても優先すべき非常時優先業務をあらかじめ選定し、迅速かつ的確に応急対策を行っていかなくてはならない。また、非常時優先業務を執行する上で課題となる項目についても明らかにし、これらを改善することにより、組織の防災力の向上を図ることが求められる。

このような観点から、様々な制約のもとでも、業務を継続できるよう計画（BCP）を策定する。

豊田市の業務継続計画(BCP)の発動と終結

区分	内容	
発動基準	地震	震度6弱以上...自動発動 震度5強以下...被害状況に応じ、災害対策本部長宣言によって発動
	風水害	災害対策本部配備基準「第3非常配備」 次の場合に被害状況に応じ、災害対策本部長宣言によって発動 ①大雨特別警報、暴風雨特別警報、暴風雪特別警報が発令された場合 ②次の場合で本部長が必要と認めたとき a 広域的に災害の発生が予想される場合 b 矢作川はん濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合
	その他	災害対策本部長が必要と認めた場合
終結基準	災害応急対策がおおむね完了したと災害対策本部長が認めた場合	

目次

- ① 利用者情報安否確認
- ② 職員参集名簿・安否確認
- ③ 決定権限順位
- ④ 業務の優先順位
- ⑤ A優先業務手順書
- ⑥ 関係連絡先一覧

①利用者情報・安否確認

No	分類1	分類2	氏名	電話番号1	電話番号2	安否	確認者	確認日時
1	リハ	〇〇	〇〇	090-1234-5678	080-1234-5678			
2								
3								
4								

②職員参集名簿・安否確認

No	所属	役職	氏名	電話番号	想定参集時間（徒歩）	安否
1	生活介護	管理者	防災太郎	090-1234-5678	2時間30分	
2						
3						
4						

③ 決定権限順位

順位	所属	役職	氏名	想定参集時間	備考
第1位					
第2位					
第3位					
第4位					
第5位					

災害時の体制

班	所属	役職	氏名	想定参集時間	備考
●●班					

④ 業務の優先順位（業務の洗い出しシート）

ア 災害時に応急対応する業務（災害時に増える、通常業務以外の業務）

No	業務	内容	優先度	担当者
1	利用者の安全確保	日中の場合利用者の安全確保を行う	A1	
2	利用者の安否確認	夜間の場合、利用者に安否確認一斉メールを送信	A2	
3	建物の安全確認	建物が安全か確認する	A1	
4	職員の安否確認	夜間の場合、安否確認一斉メールを送信	A2	
5	利用者の安否不明者の訪問	安否不明者の訪問と聞き込み	B	
6	炊き出し	非常食メニューに従い非常食を提供	A2	
7	他施設等からの受け入れ	災害により〇〇障がい者一時受け入れ	B	

(参考)豊田市役所の優先度ランク

優先度		選 定 基 準	
A	A 1	発災後3時間以内に	業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
	A 2	発災後6時間以内に	
	A 3	発災後12時間以内に	
	A 4	発災後24時間以内に	
B		遅くとも 発災後3日以内 に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に相当な影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務	
C		遅くとも 発災後1週間以内 に業務に着手しないと、市民の生命、生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	
D		発災後2週間以内 に業務に着手しないと、市民の生活及び財産の保護、市内の社会経済活動の維持に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務	
E		発災後2週間を超え1か月以内程度 に発生する主に復旧・復興業務や通常業務の中で、優先度の高いもの	

④ 業務の優先順位（業務の洗い出しシート）

イ 通常業務

No	業務	内容	継続性	担当者
1	排泄介助		やめれない	
2	食事提供・介助		やめれない	
3	服薬管理		やめれない	
	：			
	体操		やめれる	
	：			
8	利用者のお迎え	午前9時から施設のバスで利用者をお迎え	やめれる	防災太郎
99	利用者の帰宅	利用者の送迎	やめれない	

④ 業務の優先順位（業務の洗い出しシート）

ウ 非常時優先業務（ア災害時に応急対応する業務とイ通常業務のやめられない業務の中から優先順位を設定）

No	業務	内容	優先度	担当者
1	利用者の安全確保	日中の場合利用者の安全確保を行う	A1	〇〇
2	利用者・家族の安否確認	利用者・家族に安否確認一斉メールを送信	A1	〇〇
3	職員の安否確認	職員宛に安否確認一斉メールを送信	A2	〇〇
6	他施設等からの受け入れ	災害により〇〇障がい者一時受け入れ	B	

※優先度がAランクの者は手順書を作成

⑤ A優先業務手順表 ……優先度がAランクの業務は手順書を作成

業務名	利用者・家族の安否確認		
優先度	A2	担当者	●●
業務内容	利用者・家族に安否確認一斉メールを送信		

手順	作業内容	詳細（マニュアル等）	着手/確認
1	メール送信	通信可能なPC、スマホから 「wadachi-kinkyu@●●.com」宛てに	
2	返信チェック	危機管理名簿（一覧表）に 返信状況を記入	
3	未返信者と重篤者の対応検討	電話、自宅・避難所訪問	

安否確認メール（文例）

氏名

Q1 けがはありませんか 無事／軽症／重症

Q2 家族でけがをした人はありませんか
無事／けが人あり／確認中

Q3 通所可能ですか 可能／不可能

Q4 （通所可能な場合）交通手段は何ですか
電車／バス／車／自転車／徒歩

Q5 その他（自由記述）

- 年1回、防災週間に訓練を実施。
- 文案は端末に保存しておく。
- 携帯、スマホのアドレスをメーリングリストに登録しておく。
- アドレス確認のため、平時の訃報連絡などに緊急メールを使用、不達アドレスをチェック、更新する。

⑥ 関係連絡先一覧

No	機関名	部署	担当者	電話番号	FAX	備考
1	豊田市役所	障がい福祉課		34-6751	33-2940	
2	豊田警察署	警察		35-0110	35-0330	
3	足助警察署	警察		62-0110	62-0099	
4	豊田厚生病院	医療機関		43-5000	43-5100	
5	トヨタ記念病院	医療機関		28-0100	28-7170	
6	足助病院	医療機関		62-1211	62-1820	

**2020/6/12厚労省事務連絡
「社会福祉施設等における事業継続計画
(BCP)の策定について」より**

目次

総則

1. 基本方針
2. 推進体制
3. リスクの把握
4. 優先業務の選定
5. 現状の課題と対策
6. 訓練
7. 評価と改善

I. 自施設での対応（自助）

1. 平常時の対応
2. 緊急時の対応

II. 他施設との連携

1. 連携体制の構築
2. 連携対応

III. 地域貢献

1. 被災時の職員の派遣
2. 福祉避難所の運営